

## 事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

### 記

1. 事業の種別  
第二種貨物利用運送事業
2. 利用運送に係る運送機関の種類  
航空貨物運送（国際）
3. 運賃及び料金  
消費者を対象としないため省略
4. 利用運送約款  
標準国際利用航空運送約款を適用する。詳細は別途掲示する。  
（平成二年 運輸省告示第五百九十四号）
5. 利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
東京	TC-1, TC-2, TC-3
大阪	TC-1, TC-2, TC-3

6. 事業の範囲  
一般混載事業

7. 貨物の集配の拠点

仕立地	仕向地
東京	海外につき省略
大阪	海外につき省略